

四日市市告示第232号

四日市市高齢者生活支援事業要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市高齢者生活支援事業要綱の一部を改正する要綱

四日市市高齢者生活支援事業要綱（平成12年四日市市告示第115号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="312 792 802 891"><u>四日市市高齢者訪問給食事業実施要綱</u></p> <p data-bbox="252 972 347 1005">（目的）</p> <p data-bbox="204 1032 802 1599">第1条 <u>この要綱は、低栄養となりがちな要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、栄養管理された食事の提供及び当該高齢者の安否の確認を実施することにより、当該高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援することを目的とする四日市市高齢者訪問給食事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p data-bbox="948 792 1437 828"><u>四日市市高齢者生活支援事業要綱</u></p> <p data-bbox="887 972 983 1005">（目的）</p> <p data-bbox="839 1032 1430 1240">第1条 <u>介護保険法(平成9年法律第123号)の円滑な実施を図るため、四日市市生活支援事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="887 1682 983 1715">（事業）</p> <p data-bbox="839 1742 1430 1895">第2条 <u>生活支援事業として、当分の間、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。</u></p> <p data-bbox="871 1921 1430 2018">(1) <u>生活支援ホームヘルプサービス事業</u></p>

(対象者)

第2条 事業の対象者は、本市に住所を有する65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）又は40歳以上65歳未満の要介護者若しくは要支援者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり暮らしで心身の障害のために調理困難な者
- (2) 家族全員が心身の障害のために調理困難であり、かつ、対象者の安否の見守りができない世帯に属する者
- (3) 介護が必要な高齢者又は障害者を介護している75歳以上の者
- (4) 昼間又は夜間、心身の障害で調理困難な者のみとなる世帯に属する者

(事業内容)

第3条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 1日につき昼食1食及び夕食1食

(2) 訪問給食事業

(目的)

第3条 生活支援ホームヘルプサービス事業及び訪問給食事業は要援護高齢者やひとり暮らし高齢者に対し、永年住み慣れた地域社会の中で継続して生活していくことを支援することを目的とする。

(対象者及び内容)

第4条 前条の事業の対象者及び内容は本市に住所を有する者で、別表に定めるものとする。

の2食以内とし、対象者の居宅へ配食を行う。ただし、前条第4号に該当する対象者の居宅へは、昼食又は夕食のみの配食とする。

(2) 安否確認を行うために原則手渡しにより配食し、非常の場合は関係機関に連絡する。

(利用の申請)

第4条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、訪問給食事業利用申請書（新規・変更）（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

(事業者)

第5条 生活支援ホームヘルプサービスの事業者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 介護保険の訪問介護サービス事業者

(2) その他市長がこの業務に専門的知識を有し、相当と認めた者

2 訪問給食事業の事業者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 介護保険の通所介護サービス事業者

(2) その他市長がこの業務に専門的知識を有し、相当と認めた者

(利用の申請)

第6条 事業の利用を希望する者は、福祉サービス利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、訪問給食利用決定通知書（第2号様式）又は訪問給食利用却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（利用変更の申請）

第6条 前条の規定により事業の利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用する事業に変更が生じるときは、訪問給食事業利用申請書（新規・変更）（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用変更の決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、利用変更の可否を決定し、その旨を訪問給食利用変更決定通知書（第4号様式）又は訪問給食利用却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を取り消すものとする。

(1) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) 利用者の死亡等により事業を行う

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、利用の適否を決定し、その旨を福祉サービス決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

<p><u>必要がなくなったとき。</u></p> <p><u>(3) 偽り又は不正の手段により事業を利用していることが判明したとき。</u></p> <p><u>(4) 利用者等から利用取消しの申出があったとき。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定（第2号を除く。）により利用を取り消したときは、訪問給食利用取消通知書（第5号様式）により、利用者へ通知するものとする。</u></p> <p>（利用料）</p> <p><u>第9条</u> 利用者は、<u>食費の実費相当額として1食あたり500円（消費税及び地方消費税を含む。）</u>を負担しなければならない。</p> <p><u>第10条</u> （略）</p>	<p>（利用料）</p> <p><u>第8条</u> 利用者は、<u>利用料として別表に定める額</u>を負担しなければならない。</p> <p><u>第9条</u> （略）</p>
---	---

改正後
削除

改正前			
別表（第4条、第8条関係）			
事業名	対象者	内容	利用者負担額
生活支援ホームヘルプサービス	要介護認定で非該当となったが、日常生活の指導、支援を行う必要があるひとり暮らし高	周囲との社会的関係がスムーズでないため、孤立している高齢者に、関係機関等との連絡	1回1時間当たり230円（第二種社会福祉事業であり消費税非課税対象）

	<p>齢者等</p>	<p>調整や日常生活の指導を行う</p>	<p>ただし、生活保護受給者は免除とする</p>
<p>訪問給食事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしで心身の障害のため、調理困難な者 ・同居の家族がいる場合は全員が心身の障害で調理困難であり対象者の安否の見守りができない状況にある者 ・75歳以上の者で介護が必要な高齢者又は障害者を介護している者 ・昼間または夜間、心身の障害で調理困難な高齢者のみとなる場合 (昼食又は夕食のみ配食) 	<p>低栄養となりがちな高齢者の栄養改善を図るため、月曜から土曜まで、昼夕2食を配食する。また、安否確認を行うために必ず手渡しで届け、非常の場合は関係機関に連絡する。</p>	<p>1食500円(消費税及び地方消費税を含む)</p>

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

訪問給食事業利用申請書（新規・変更）

年 月 日

四日市市長 様

（利用者→在宅介護支援センター→四日市市）

つぎのとおり訪問給食事業の利用を申請します。

No.

申請者	住所				電話番号				
	氏名			利用者との続柄					
利用者	住所	四日市市			電話番号				
	ふりがな 氏名			男 女	生年月日	年	月	日	年齢
●利用希望サービス		訪問給食〔 昼食・夕食・昼夕食〕							
●開始予定日		年 月 日～							
同居家族の状況	氏名	利用者との続柄	年齢	職業（勤務先）・連絡先等					
身体精神状況・要介護度等（○印を付ける）	視力	普通・見えにくい・困難	外出	自由・杖や手押し車を使用・介助・車イス					
	聴力	普通・聞こえにくい・困難	移動	自力で可能・部分的に介助・全面的に介助					
	言葉	普通・話しにくい・困難	排泄	自力で可能・部分的に介助・全面的に介助					
	要介護度	非該当・要支援1・要支援2 要介護1・要介護2・要介護3 要介護4・要介護5		食事	自力で可能・部分的に介助・全面的に介助				
				入浴	自力で可能・部分的に介助・全面的に介助				
着替え				自力で可能・部分的に介助・全面的に介助					
身体障害者手帳	無・有〔 級・障害名 〕								
具体的な認知機能の状態、介護上の注意点、利用希望などの特記事項 <div style="border: 1px solid black; height: 80px; margin-top: 5px;"></div>									
この申請に係る事務を行うため、四日市市長が市の保有する対象者に関する個人情報（住民基本台帳情報、税情報、要支援・要介護認定情報、生活保護受給情報、身体障害者情報）を利用することに同意します。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 対象者名 印 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> ※自署の場合は押印を省略できます。 </div>									

第2号様式（第6条関係）

四日市市高齢 第 号
年 月 日

様

四日市市長

訪問給食利用決定通知書

年 月 日付けで申請のあった訪問給食事業利用申請について、次のとおり利用決定したので通知します。

<決定の内容>

利用者	
利用サービス	
利用限度	1日 食
利用者負担金	1食 500円 (サービス事業者へお支払いください)
利用開始日	

第2号様式の次に次の3様式を加える。

第3号様式（第6条、第8条関係）

四日市市高齢 第 号
年 月 日

様

四日市市長

訪問給食利用却下通知書

年 月 日付けで申請のあった訪問給食事業利用申請について、次のとおり却下したので通知します。

<却下理由>

--

第4号様式（第8条関係）

四日市市高齢 第 号
年 月 日

様

四日市市長

訪問給食利用変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった訪問給食事業利用変更申請について、
次のとおり利用変更決定したので通知します。

<決定の内容>

利用者	
利用サービス	
利用限度	1日 食
利用者負担金	1食 500円 (サービス事業者へお支払いください)
利用開始日	

第5号様式（第9条関係）

四日市市高齢 第 号
年 月 日

様

四日市市長

訪問給食利用取消通知書

訪問給食事業について、次のとおり利用の取消しを決定したので通知します。

<決定の内容>

利用者	
取消理由	
取消年月日	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の四日市市高齢者生活支援事業要綱の規定によりなされた利用の決定、手続その他の行為は、この要綱による改正後の四日市市高齢者訪問給食事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(健康福祉部高齢福祉課)